



島根県報

平成25年 3 月 29 日 (金)

号外 第 3 7 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	(斐伊川神戸川対策課)	2
島根県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則	(都 市 計 画 課)	9
島根県風致地区条例施行規則を廃止する規則	(")	9
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(")	9

【告 示】

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の一部改正	(都 市 計 画 課)	10
--	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

- (1) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の改正に伴う様式の整備（様式第1号その1・様式第2号その1関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則（規則第11号）

島根県風致地区条例を廃止する条例の施行期日は、平成25年4月1日とすることとした。

◇島根県風致地区条例施行規則を廃止する規則（規則第12号）

1 規則の概要

島根県風致地区条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

- (1) 景観形成地域内における行為の届出及び大規模行為の届出の規定の適用を除外する行為に、次に掲げる行為を加えることとした。

ア 都市計画法の規定による市町村の条例の規定により許可を受けて行う行為

イ 都市計画法の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為

- (2) 景観形成地域内における行為の届出及び大規模行為の届出の規定の適用を除外する行為から、次に掲げる行為を削除することとした。

ア 島根県風致地区条例の規定により許可を受けて行う行為

イ 島根県風致地区条例の規定により許可を受けることを要しないこととされた行為

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「施設等使用（変更）許可申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書」に

改める。

第3条第1項中「施設等使用（変更）許可書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可書」に改める。

第4条第2項中「施設等使用料減免申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料減免申請書」に改める。

第5条第2項中「施設等使用料還付申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料還付申請書」に改める。

様式第1号その1を次のように改める。

様式第1号その1（第2条関係）

(表面)

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書（艇保管庫以外）

年 月 日

様

住所又は所在地

(団体名)

代表者氏名

連絡先

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例及び島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の規定並びに使用条件に承諾のうえ、下記のとおり施設等を使用（許可に係る事項を変更）したいので申請します。

記

使用日時		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	使用人数	人	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料 (円)	使用時間等		
自転車競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	630		
		午後1時から午後5時まで	630		
		午前9時から午後5時まで	1,260		
		その他の時間1時間	180		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ	人
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ	人
	外部電源	午前9時から午後1時まで/1か所	140		
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		(最大8か所)
広場等		無料			
ボート競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	290		
		午後1時から午後5時まで	290		
		午前9時から午後5時まで	580		
		その他の時間1時間	80		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ	人
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ	人
	外部電源※	午前9時から午後1時まで/1か所	140		
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		(最大16か所)
ボートコース		無料			
配艇場等		無料			

注 1 太枠の中を記入すること。

2 変更許可を申請する際は、交付された使用許可書を添付すること。

3 ※印については、屋内（会議室、便所及びシャワー室を除く。）の電源を含む。

(裏面)

		区 分	単 位	使用料 (円)	使 用 数
附 属 設 備	自転車競 技施設附 属設備	本部施設用放送機材	1式/4時間	130	
		無線機能付き放送機材	1式/4時間	110	
		携帯用トランシーバー	1セット/4時間	110	
		決勝審判台	1台/4時間	110	
		周回表示器	1台/4時間	40	
		スポーツタイマー	1台/4時間	80	
		表彰台	1台/4時間	40	
		テント	1式/1日	850	
		ホワイトボード	1台/1日	30	
		長机	1脚/1日	60	
	椅子	1脚/1日	30		
	ボート競 技施設附 属設備	シングルスカル艇	1艇/4時間	150	
		ダブルスカル艇	1艇/4時間	330	
		審判艇 ※	1艇/4時間	730	
		作業船 ※	1隻/4時間	880	
		発艇設備	1式/4時間	1,050	
		放送設備	1式/4時間	100	
		競技用具	1式/4時間	60	
		長机	1脚/1日	60	
椅子	1脚/1日	30			

注 1 太枠の中を記入すること。

2 携帯用トランシーバーは、10台を1セットとする。

3 ※印については、別途燃料が必要となる。

使用条件

- 1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。
- 2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。
- 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。

様式第1号その2を削る。

様式第1号その3中「施設等使用（変更）許可申請書（ボート競技施設（艇保管庫）」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書（艇保管庫）」に改め、同様式を様式第1号その2とする。

様式第2号その1を次のように改める。

様式第2号その1 (第3条関係)

(表面)

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用(変更)許可書(艇保管庫以外)

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった施設等の使用(許可に係る事項の変更)について下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時		使用人数	人	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料(円)	使用時間等	金 額	
自転車競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	630		円
		午後1時から午後5時まで	630		
		午前9時から午後5時まで	1,260		
		その他の時間1時間	180		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ 人	円
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ 人	円
	外部電源	午前9時から午後1時まで/1か所	140		円
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		
広場等		無料		無料	
ボート競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	290		円
		午後1時から午後5時まで	290		
		午前9時から午後5時まで	580		
		その他の時間1時間	80		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ 人	円
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ 人	円
	外部電源	午前9時から午後1時まで/1か所	140		円
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		
ボートコース		無料		無料	
配艇場等		無料		無料	

自転車競技施設使用料	円
ボート競技施設使用料	円
附属設備使用料(裏面から転記)	円
使用料合計額	円

減免申請	有 ・ 無	減免金額	円
------	-------	------	---

減免後の使用料合計額	円
------------	---

(裏面)

設 備	区 分	単 位	使用料 (円)	使用数	金 額
附 属 設 備	自転車競技施設附属設備	本部施設用放送機材	1式/4時間	130	円
		無線機能付き放送機材	1式/4時間	110	円
		携帯用トランシーバー	1セット/4時間	110	円
		決勝審判台	1台/4時間	110	円
		周回表示器	1台/4時間	40	円
		スポーツタイマー	1台/4時間	80	円
		表彰台	1台/4時間	40	円
		テント	1式/1日	850	円
		ホワイトボード	1台/1日	30	円
		長机	1脚/1日	60	円
備	ボート競技施設附属設備	椅子	1脚/1日	30	円
		シングルスカル艇	1艇/4時間	150	円
		ダブルスカル艇	1艇/4時間	330	円
		審判艇	1艇/4時間	730	円
		作業船	1隻/4時間	880	円
		発艇設備	1式/4時間	1,050	円
		放送設備	1式/4時間	100	円
		競技用具	1式/4時間	60	円
		長机	1脚/1日	60	円
		椅子	1脚/1日	30	円

附属設備使用料	円
---------	---

使用条件

- 1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。
- 2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。
- 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。

使用条件 (付加)

注 施設等を使用する際には本許可書を携帯し、係員の求めに応じ提示すること。

様式第2号その2を削る。

様式第2号その3中「施設等使用（変更）許可書（ボート競技施設（艇保管庫））」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可書（艇保管庫）」に改め、同様式を様式第2号その2とする。

様式第3号中「施設等使用料減免申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料減免申請書」に改める。

様式第4号中「施設等使用料還付申請書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料還付申請書」に、「施設等使用（変更）許可書」を「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

島根県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

島根県風致地区条例を廃止する条例（平成25年島根県条例第12号）の施行期日は、平成25年4月1日とする。

島根県風致地区条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県風致地区条例施行規則を廃止する規則

島根県風致地区条例施行規則（昭和45年島根県規則第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表第9号を次のように改める。

9 削除	
------	--

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号を次のように改める。

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定による市町村の条例の規定により許可を受けて行う行為

又は同法第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為

第12条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項中「第10号」を「第9号」とする。

第14条第1項第3号を次のように改める。

(3) 都市計画法第58条第1項の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為又は同法第58条の2第1項ただし書に規定する行為

第14条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第10号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第204号

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額（平成8年島根県告示第338号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表中	1平方メートルにつき 10円	1平方メートルにつき 10円50銭	を
	1平方メートルにつき 24円	1平方メートルにつき 25円20銭	

」

「

6円	6円30銭	に改める。
19円	19円95銭	

」